

要介護1～5の方 施設サービスの種類

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）[日常生活全般で介護が必要な方向け]

要介護
3～5

常に介護が必要で、自宅での介護が難しい方が入所して、日常生活の介助などを受けます。

●費用のめやす
要介護3～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護3～要介護5	798円～ 1,056円	7,978円～ 10,551円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。
※要介護1・2の方は原則利用できません。



介護老人保健施設[リハビリテーションを受けたい方向け]

要介護
1～5

病状が安定し、リハビリテーションが必要な方が入所して、介護や機能訓練などを受けます。

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	782円～ 1,227円	7,815円～ 12,262円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



介護医療院[長期間、医療ケアが必要な方向け]

要介護
1～5

症状が安定し、長期間の療養が必要な方が入所して、医療と日常生活上の介護を一時的に行います。

●費用のめやす
要介護1～5(1割負担の場合)(1日につき)

	利用者負担分	サービス費用
要介護1～要介護5	757円～ 1,477円	7,564円～ 14,769円

※費用はサービス内容や施設によって異なります。
※日常生活費、食費、居住費は別途自己負担となります。



中野区へ
申請が
必要です

高額介護サービス費の支給(11ページ)

「高額介護サービス費支給申請書」などを中野区へ提出します。

高額医療合算介護サービス費の支給(11ページ)

所定の申請書の中野区へ提出します。

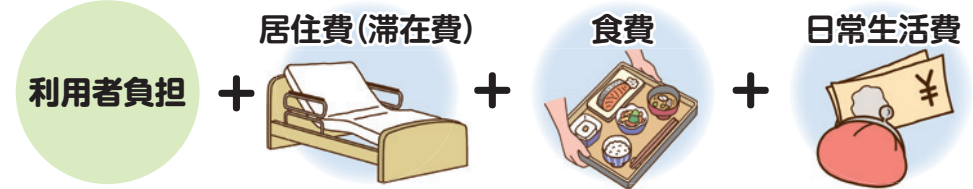
居住費(滞在費)、食費の負担の軽減(23ページ)

中野区に申請して「介護保険負担限度額認定証」の交付を受け、サービスを受けるときに事業者へ提示します。



施設サービスを利用した場合の費用

施設サービス費用の1割～3割と居住費(滞在費)、食費、日常生活費が入所者の負担となります。



居住費(滞在費)、食費のめやす(日額)

利用者の負担額は施設との契約により決まり、施設により異なります。世帯に住民税を課税されている方がいる場合は、下表の金額が標準的な費用のめやすとなります。

食費は「食材料費+調理費」、居住費(滞在費)は「室料+光熱水費」相当となります。

利用者負担額 (第4段階)	居住費(滞在費)			食 費
	ユニット 型個室	ユニット型個室的多床室 従来型個室	多床室	
居住費(滞在費)と 食費の標準的な費用	2,066円	1,728円 【1,231円】※1	437円 【915円】※1 (697円)※2	1,445円

※1【 】内は特別養護老人ホームに入所または短期入所生活介護を利用した場合の従来型個室または多床室の額です。
※2()内は介護老人保健施設・介護医療院の一部施設で室料を含めた場合の額です。



所得・資産の少ない方は居住費(滞在費)・食費の負担限度額(日額)が軽減されます

中野区へ申請し所定の審査に通過すれば、下表の限度額までの負担となります。

利用者 負担段階	対象者	資産要件※1 (単身者)	居住費(滞在費)の限度額				食費の 限度額※3 (1日あたり)
			ユニット型 個室	ユニット型 個室的多床室	従来型 個室※2	多床室	
第1段階	生活保護受給者 老齢福祉年金受給者	1,000万円 以下	880円	550円	550円 【380円】	0円	300円
第2段階	本人の 課税年金 収入額と 80.9万円 以下	650万円 以下	880円	550円	550円 【480円】	430円	390円 (600円)
第3段階 ①	本人の 非課税年金 収入額と 80.9万円超 120万円 以下	550万円 以下	1,370円		1,370円 【880円】	430円	650円 (1,000円)
第3段階 ②	その他の合計 所得金額との 合計※5	120万円 超					1,360円 (1,300円)

※1 一定以上の預貯金等資産のある方は対象外となります。65歳未満の資産要件(単身者)は全段階1,000万円以下です。

夫婦世帯では資産要件(単身者)の額に配偶者分として1,000万円が上乗せされます。

※2【 】内は特別養護老人ホームに入所または、短期入所生活介護を利用した場合の居住費(滞在費)の負担額です。

※3()内は短期入所生活介護を利用した場合の食費の負担額です。

※4「世帯全員」には別世帯(世帯分離)の配偶者を含みます。 ※5 非課税年金は「遺族年金」・「障害年金」です。



軽減の対象となる「預貯金等資産」とは?

「預貯金等資産」に含まれるものは右のとおりです。
通帳の写しや証券会社、銀行等の口座残高の写し等で確認されます。
生命保険、自動車、腕時計・宝石などの時価評価額の把握が困難な貴金属、絵画・骨董品、家財などは含まれません。

「預貯金等資産」に含まれるもの

- 預貯金(普通・定期等)
- 有価証券(株式・国債・地方債・社債等)
- 金・銀(積立購入を含む)等、購入先の口座残高によって時価評価額が容易に把握できる貴金属
- 投資信託
- タンス預金(現金)